

令和8年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務 プロポーザル審査要領

令和8年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 令和8年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務プロポーザル実施要領に規定する資格要件を満たす事業者
- (2) 必要な書類の全てを適正に作成して提出した事業者

2 審査の項目及び点数

- (1) 点数は、各委員 100 点とし、その合計を総合評価点とする。
- (2) 審査項目とそれぞれの配点は、別紙「令和8年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務企画提案審査基準」（以下「審査基準」という。）のとおりとする。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書を審査するため、審査委員会を次のとおり開催する。
なお、審査委員会では、提案した事業者によるプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日時 別途通知する日時
- (2) 場所 別途通知する場所
- (3) プレゼンテーション
 - ア プレゼンテーションの時間は1社につき30分とする。
 - イ 順番は別途通知する。
 - ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 審査委員会の審査は、審査基準に基づいて、委員の合議により行う。

5 委託先の候補者及び次点者の選定

- (1) 全ての企画提案書のうち、総合評価点が最高位で、かつ本業務を遂行する能力を有する者を委託先の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。
- (2) 総合評価点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する。
- (3) 総合評価点が、最高位で、かつ本業務を遂行する能力を有する者が2者以上となった場合は、審査基準の小項目「効果的な啓発 仕様書2（2）」の評価点が高かった者から順に候補者と次点者を選定する。なお、次点者が2者以上となった場合も、最高位の選定方法に準じて次点者を選定する。

6 審査結果報告書の作成

審査委員会では、審査結果報告書を作成し、各委員が署名するものとする。

7 その他

- (1) 審査のために配付した資料は、審査終了後、全て回収する。
- (2) 審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

附則

この要領は、令和8年4月27日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

令和8年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務 企画提案審査基準

提案書項目		審査の観点	配点	
審査項目				
大項目	小項目			
1	業務目的の理解	業務への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や仕様書の内容を十分に理解しているか 	10
2	業務に関する提案	地震対策啓発テレビCM放送仕様書2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴率の高い時間帯での放送が多いか ・放送回数(仕様書に定めている最低限の時期及び回数は、6月中旬から8月末に各種100回以上)が多いか ・CM内容について、仕様書2(1)(ウ)を満たした構成となっているか。 ・5つの啓発テーマ全てが、効果的な内容となっているか。 	15
		効果的な啓発仕様書2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発内容について、仕様書2(1)(ウ)を満たした構成となっているか 	15
			<ul style="list-style-type: none"> ・全ての年代層をカバーするよう、様々な媒体を利用しつつ、「津波からの早期避難」については、特に70歳代以上、40歳代、50代に対して、より効果的な媒体や手法を活用したものになっているか 	15
			<ul style="list-style-type: none"> ・県民自らが、自助の取組を行うことが期待できるものとなっているか ・防災に関心が低い方にも興味を持ってもらうことが期待できるものとなっているか 	15
			<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に実施した啓発方法以外の手法について、有効性が高いものになっているか。 ・5つのテーマの特性や趣旨を考慮した効果的と見込まれる手法や内容となっているか。 	30
合 計			100	